

横瀬町公共施設個別施設計画 <概要版>

■背景・目的等

- 横瀬町（以下、「本町」という。）では、平成 28 年度に公共施設やインフラ資産の現状や課題を整理し、今後の公共施設等の計画的な維持管理を推進するために、「横瀬町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。総合管理計画の対象施設を今年度時点で修正したデータによると、本町の公共施設の約 64%が建築後 30 年以上経過しており、今後、大規模改修や更新時期を迎えることから、公共施設を現状のまま維持・更新していくことが、町の財政にとって大きな負担となることが想定されています。
- 本計画は、総合管理計画を推進するため、公共施設の劣化状況等を調査し、複合化や廃止、改修・更新の時期などを検討することにより、公共施設の総量の適正化及び更新等費用の平準化や縮減に資することを目的として策定するものです。

■計画の位置づけ

- 本計画は、上位計画である「横瀬町総合振興計画」、「横瀬町公共施設等総合管理計画」に基づき、町有建築物の計画的な保全に関する事項を示すものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」に規定される個別施設計画に該当します。

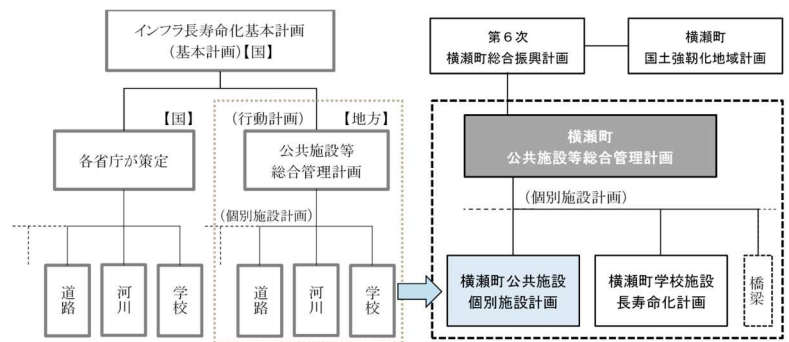


図1 本計画の位置づけ

■計画期間

2021（令和3）年度から2056（令和38）年度までの36年間

※ 本計画は、上位計画等の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

■対象施設

- 本計画で対象とする施設は、本町が保有する以下の 50 施設とします。

表1 対象施設

施設類型	施設名称	施設類型	施設名称
住民文化系施設	活性化センター、町民会館	行政系施設	横瀬町役場、芦ヶ久保出張所、コミュニティ防災センター、消防団詰所（8カ所）
社会教育系施設	歴史民俗資料館	公営住宅	町営住宅中司団地
スポーツ・レクリエーション系施設	町民グラウンド、スポーツ交流館、横瀬駅前観光案内所、ブコーさん観光案内所	公園	ウォーターパーク・シラヤマ、農村公園
産業系施設	道の駅果樹公園あしがくぼ、農産物加工場	その他	木の間沢倉庫、旧芦ヶ久保小学校、観光トイレ（17カ所）、旧学校等給食共同調理場
学校教育系施設	横瀬小学校、横瀬中学校、学校給食調理場	下水道施設	水質管理センター
子育て支援施設	児童館、保育所	計	50施設
保健・福祉施設	総合福祉センター		

■長寿命化等の基本方針

【施設再編の方針】

- 本町では、昭和 30 年に 2 村が合併して現在の町域となって以降、市町村合併を行っていないことから、基本的に機能が重複している施設がなく、必要最低限の施設数となっています。
- 当面は施設の新規整備を抑制しつつ、現状の配置を維持することを基本としますが、今後の住民ニーズや社会情勢の変化、施設の老朽化状況等を総合的に勘案しながら、適宜、規模及び配置の適正化を図ります。

【長寿命化の方針】

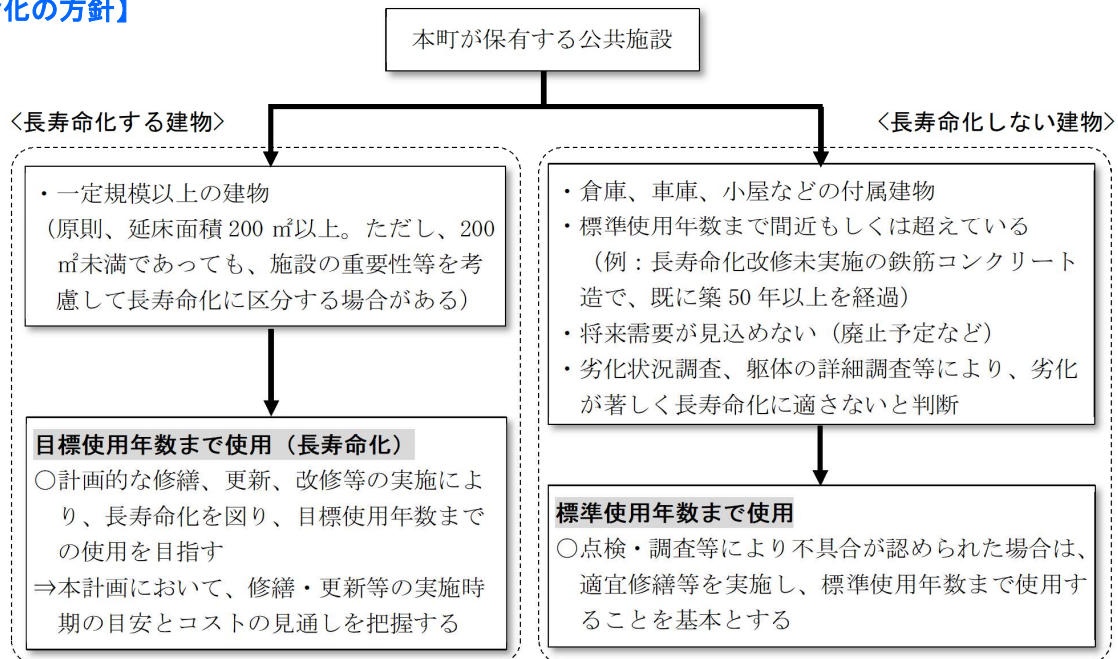


図 1 計画的保全の流れ

【建物の保全方法】

- 建物を長寿命化するには、構造躯体を健全に保つこと（耐久性）や社会状況の変化などに対応した機能を付加していくこと（機能性）が求められます。
- 基本的に部位・部材ごとに、保全方法（「予防保全」または「事後保全」）を適切に選定し、計画的に修繕、更新することで劣化に対する原状回復等を図り、建物の耐久性を保全します。

表 2 保全方法

予防保全	建物の部分等に不具合・故障が生じる前に修繕等を行い、性能・機能を所定の状態に維持する。
事後保全	劣化・機能停止等を発見次第、適宜、修繕・更新等を実施する。

表 3 修繕、更新の定義

修繕	建物の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、分解整備等や定期的な小部品の取換えは除く。
更新	建築部材の全面的な取替え、設備機器・部材全体の取り替えること。

【施設整備の水準】

- 長寿命化改修の実施にあたっては、躯体の経年劣化の回復やライフラインの更新等といった建物の建設当初の水準に戻すだけでなく、現在の社会的ニーズに対応するため、基本的性能の向上も求められます。
- これから整備される公共施設については、企画段階からあらかじめ長寿命化に必要な性能を備えた部位及び設備を採用することとします。また、既存建物の改修等においては、適用可能な設計を選択して採用することとします。

表 4 公共施設に求められる基本的性能

種類	概要
安全性	耐震性、防災性、機能維持性、防犯性
機能性	利便性、ユニバーサルデザイン、室内環境性、情報化対応性
経済性	耐用性、保全性
社会性	地域性、景観性
環境保全性	環境負荷低減性、周辺環境保全性

表 5 長寿命化の設計に関する重点事項

性能	内容
可変性	階高を高くするなど、将来の用途変更へ対応が可能なプランとします。
更新性	改修工事の際の工事費を抑制するため、躯体と設備を分離するなど、設備の更新が容易な構造とします。
耐久性	各部材について、ライフサイクルコストが最適かつ耐久性の高いものを選択します。
メンテナンス性	清掃や点検、修繕等の維持管理業務を効率的に実施可能な設計とします。
省エネルギー性	自然エネルギーの活用、環境負荷の低減など、省エネルギー対応の設計とします。

■改修・更新等費用の見通し

【標準使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用〔従来型〕】

- 標準使用年数まで維持した場合の40年間の修繕・更新等費用の合計は、約121.5億円、1年間の平均は約3.0億円と試算されます。令和3(2021)年度からの10年間で約40.2億円かかる見込みです。

【目標使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用〔長寿命化型〕】

- 標準的な修繕・更新周期により目標使用年数まで維持した場合の40年間の修繕・更新等費用の合計は、約110.4億円、1年間の平均は約2.8億円と試算されます。令和3(2021)年度からの10年間で約54.7億円かかる見込みです。
- 劣化度評価や改修履歴等を踏まえ、長寿命化改修時期、部位別の修繕・更新時期を平準化して目標使用年数まで維持した場合は、40年間の修繕・更新等費用の合計は、約101.7億円、1年間の平均は約2.5億円と試算されます。

<p>〔従来型〕 40年間の総額 121.5 億円, 約 3.0 億円/年</p>	-	<p>〔長寿命化型(平準化後)〕 40年間の総額 101.7 億円 約 2.5 億円/年</p>	=	<p>〔縮減額〕 約 19.8 億円 約 0.5 億円/年</p>
---	---	--	---	---

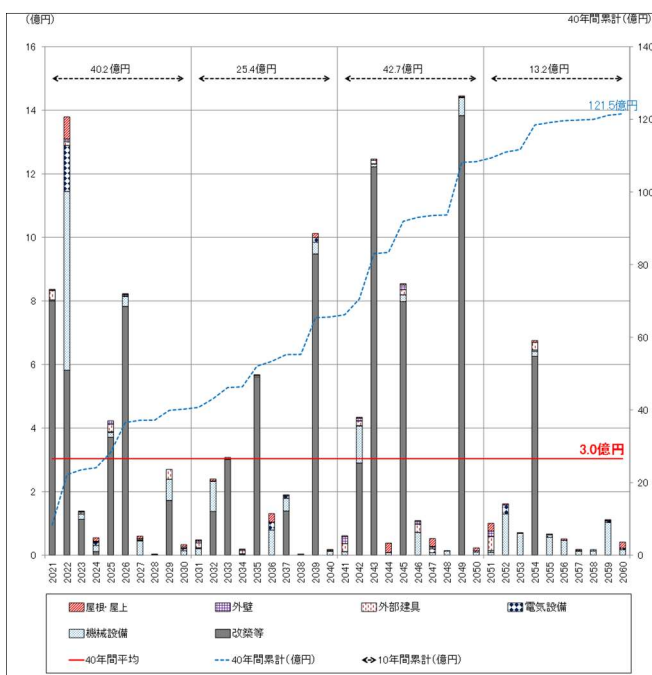


図2 従来型の維持・更新コスト

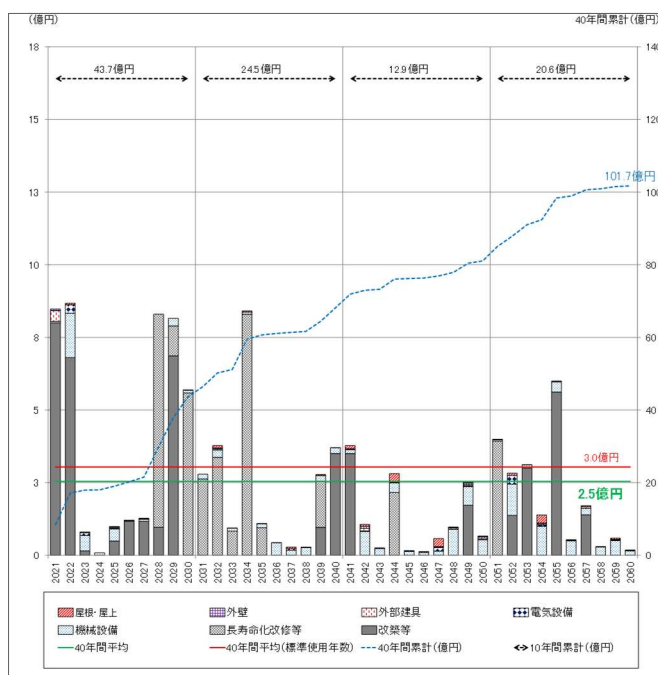


図3 長寿命化型(平準化後)の維持・更新コスト

■施設類型別の維持・保全の方針

① 住民文化系施設

- 「活性化センター」及び「町民会館」は、部位・設備ごとの予防保全を実施し、目標使用年数までの利用を目指します。
- その他の建物については、事後保全に努め、標準使用年数までの利用を目指します。

② 社会教育系施設

- 「歴史民俗資料館」の「資料館」は、部位・設備ごとの予防保全を実施し、目標使用年数までの利用を目指します。
- 「倉庫」については、事後保全に努め、標準使用年数までの利用を目指します。

③ スポーツ・レクリエーション系施設

- 「スポーツ交流館」は、部位・設備ごとの予防保全を実施し、目標使用年数までの利用を目指します。
- その他の建物については、事後保全に努め、標準使用年数までの利用を目指します。

④ 産業系施設

- 「道の駅果樹公園あしがくぼ」の「食堂・直売所」と「体験交流室・事務室」、「農産物加工場」は、部位・設備ごとの予防保全を実施し、目標使用年数までの利用を目指します。
- その他の建物については、事後保全に努め、標準使用年数までの利用を目指します。

⑤ 学校教育系施設

<横瀬小学校>

- 「第1校舎」については、改修して存続させていきます。
- その他の既存校舎は、その機能等を集約した新校舎を新築します。

<横瀬中学校>

- 「校舎A棟」は、長寿命化改修を実施せず、標準耐用年数まで使用したのち改築します。
- 「校舎B棟」は、標準耐用年数まで使用したのち、主に特別教室等の機能を集約して、2025（令和7）年度から2027（令和9）年度に改築します。
- 「倉庫（旧技術科室）」は、標準耐用年数まで使用したのち、2025（令和7）年度に解体します。機能は改築後の校舎に集約します。
- 「屋内運動場」は、校舎B棟改築終了後の2028（令和10）年度から2029（令和11）年度に改築します。

⑥ 子育て支援施設

- 「児童館」、「保育所」は、部位・設備ごとの予防保全を実施し、目標使用年数までの利用を目指します。

⑦ 保健・福祉施設

- 「総合福祉センター」は、部位・設備ごとの予防保全を実施し、目標使用年数までの利用を目指します。

⑧ 行政施設

- 「横瀬町役場」の「本庁舎」と「現業棟」、「コミュニティ防災センター」は、長寿命化等の基本方針を踏まえ、部位・設備ごとの予防保全を実施し、目標使用年数までの利用を目指します。
- その他の建物については、事後保全に努め、標準使用年数までの利用を目指します。

⑨ 公営住宅

- 「町営住宅中司団地」については、令和3（2021）年度に解体します。

⑩ 公園

- すべての建物について事後保全に努め、標準使用年数までの利用を目指します。

⑪ その他

- 「旧芦ヶ久保小学校」については、築年数が目標使用年数を超えているため、今後10年間に予定される修繕・更新はありませんが、今後の利用方針等に沿って、必要な改修等を検討します。
- 旧学校等給食共同調理場は、倉庫のみ事後保全に努めます。
- 観光トイレについては事後保全に努め、標準使用年数までの利用を目指します。

⑫ 下水道施設

- 「下水道処理施設」は、部位・設備ごとの予防保全を実施し、目標使用年数までの利用を目指します。
- 「倉庫」は、事後保全に努め、標準使用年数までの利用を目指します。

■ 継続的運用方針

【情報基盤の整備と活用】

- 施設の基本情報、光熱水費、修繕履歴等の情報をデータベースに整理して、一元管理することにより、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

【推進体制等の整備】

- まち経営課と各施設所管課が連携し、情報共有を行いながら、全庁的な体制で本計画のマネジメントの対応を図っていきます。また、施設の維持管理については、職員による劣化状況調査や法定点検により、不具合の早期発見と修繕対応を図ります。

【推進体制等の整備】

- 計画の進捗状況を把握・評価し、状況に応じて適切に改善を行います。そのため、PDCAサイクルの考え方に基づいて計画の推進に取り組みます。特に、計画の見直しに際しては、長寿命化等の実施状況、老朽化の状況を評価し、再検討を行います。

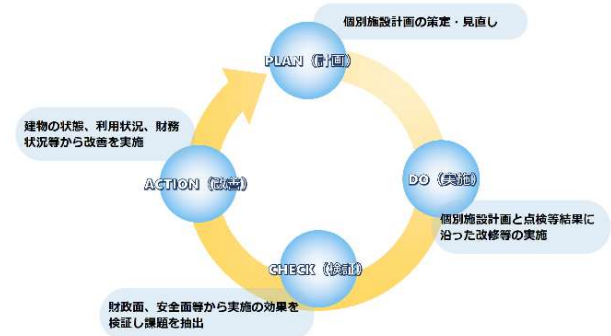


図4 PDCAサイクル